

ID: 142

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	八頭町営墓地条例 第6条第4項ただし書		
例規番号	平成17年条例第119号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 墓地の使用者は、使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、30万円以内とし、町長が規則で定める額とする。 3 使用者は、使用許可の際、使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合には、使用料を半年の間で2回に分けて均等納付することができる。 4 既納の使用料は還付しない。ただし、使用許可を受けた後3年以内にその墓地を使用しないで返還したときは、その一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町営墓地条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第6条第4項ただし書の規定に基づき、使用料の還付を受けようとする者は、墓地使用料還付願(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。 2 使用料の還付割合については、別表2に定める割合とする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日